

大阪市経済戦略局観光部観光課 臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- ・ 経済戦略局観光部観光課に勤務し、観光課業務に従事
- ・ 庶務関係（照会回答）業務 など

（注）電話対応、パソコン、業務システム入力等含む

3 受験資格

次の（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

（1）以下に該当する者

ワード・エクセルなどのパソコンソフトの基本的な操作ができる方（ワード・エクセル等の OA に関する資格を有することが望ましい）

（2）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（予定）

5 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分（休憩 45 分）

1 日 7 時間 45 分、週 5 日勤務

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

（３）勤務場所

大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12 階

（４）給料

令和 7 年 4 月 1 日時点の初任給（地域手当（給料月額の 16%）を含む。）は、213,556 円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）職歴が民間企業の正社員（事務）の場合

採用時年齢	職歴（在職年数）	初任給
22 歳	4 年	240,004 円
24 歳	6 年	252,068 円
26 歳	8 年	261,696 円

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

（５）休暇等

「臨時的任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則」に基づき付与されます。

年次休暇	【臨時的任用職員】 付与日数 7 日 (付与期間：令和 7 年 12 月 1 日（任用日）～令和 8 年 3 月 31 日)
特別休暇	・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

（６）社会保険

大阪市職員共済組合

（７）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

（８）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認めら

れた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年10月27日(月曜日)午前中(予定)

場所：大阪市経済戦略局 12階会議室

(大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12階)

(注)ただし、応募人数により日時・場所については変更する場合があります。

詳細な時間・場所については「受験案内」により通知します。

(注)指定の集合時間に遅れた場合は受験できません。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

(注)次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市経済戦略局観光部観光課臨時的任用職員採用申込書 1通

(注)本市所定の様式に必要事項を記入してください。記載欄が足りない場合は別紙等に記載してください。

(注)過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

(2) 申し立て書 1通

(注)本市所定の様式に必要事項を記入してください。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通

(注)必ず宛先を記載のうえ、320円切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は「受験案内」の送付ができません。

○申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 受付期間

令和7年9月17日(水曜日)から令和7年10月15日(水曜日)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後5時30分まで

イ. 受付場所

〒553-0005

大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12階

大阪市経済戦略局観光部観光課(観光担当)

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 受付期間

令和7年9月17日(水曜日)から令和7年10月15日(水曜日)まで(当日必着)

(注)「臨時的任用職員採用試験申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記(1)イと同じ

○「受験案内」の送付

試験の時間等の詳細については、令和7年10月20日(月曜日)までに特定記録郵便にて送付する「受験案内」により受験者本人あてに通知します。

なお、令和7年10月21日(火曜日)午後1時まで「受験案内」が届かない場合は同日午後5時まで経済戦略局観光部観光課(観光担当)へ連絡してください。

○結果の発表

合否については、令和7年10月29日(水曜日)頃にすべての受験者本人あてに郵送で通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

経済戦略局観光部観光課(観光担当)

〒553-0005

大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12 階

電話：06-6469-5151 ファックス：06-6469-3896

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと